（じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第四十五号）附則第二条中「及び様式第六号から様式第六号の三まで」を「、様式第六号の二及び様式第六号の三」に改める。

（経過措置）

第三条　事業者は、当分の間、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第五十二条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。

第四条　この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳は、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳とみなす。

第五条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法規的告示

○法務省告示第三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準（令和八年国土交通省告示第五百四十号）の一部改正に伴い、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和七年二月十七日法務省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十八日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第四条**　特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 一～十七　（略） 十八　特定自動車運送業準備所属機関が次のいずれにも該当するものであること。 ハ　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和六年国土交通省告示第千三百六十二号）第三条第五号から第七号までのいずれにも該当すること。 ニ　（略） 十九　（略）	（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第四条**　特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 一～十七　（同上） 十八　特定自動車運送業準備所属機関が次のいずれにも該当するものであること。 ハ　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和六年国土交通省告示第千三百六十二号）第三条第五号から第七号までのいずれにも該当すること。 ニ　（同上） 十九　（同上）

附　則

（施行期日）

この告示は、公布の日から適用する。

○厚生労働省告示第二百号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の十二の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年四月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　派遣元事業主が講ずべき措置 一～七　（略） 八　派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 ㈠　（略） ㈡　特定有期雇用派遣労働者等について留意すべき事項 イ　（略） ロ　派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同条第一項の措置（以下「雇用安定措置」	第二　派遣元事業主が講ずべき措置 一～七　（略） 八　派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 ㈠　（略） ㈡　特定有期雇用派遣労働者等について留意すべき事項 イ　（略） ロ　派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同条第一項の措置（以下「雇用安定措置」